

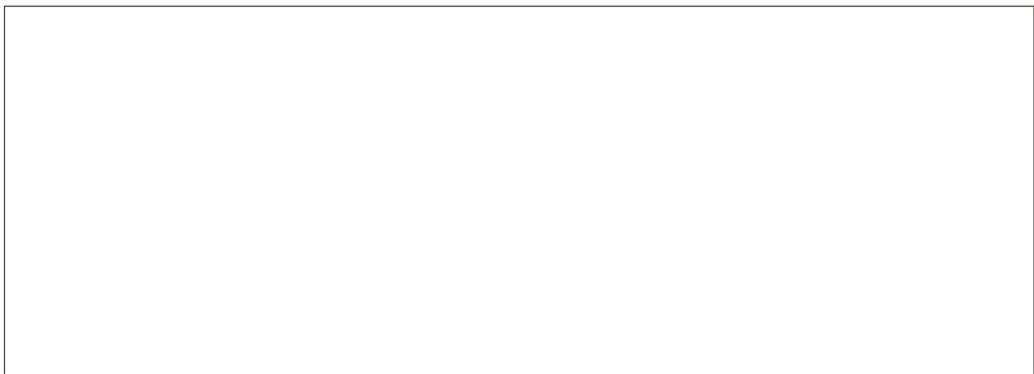
第1回市民会議開催

当会の広報のあり方に関して多彩な意見

横浜弁護士会新聞

発行所 横浜弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 045-211-7707 URL http://www.yokoben.or.jp/

7月23日、当会会館において、委員7名が出席して、「横浜弁護士会の広報のあり方」をテーマとして第1回市民会議が開催された。



会議終了後の記者会見

市民会議は、地域の多様な分野から委嘱された8名の委員から成り、当会の活動・運営に広く市民の意見を反映させることを目的として、今年度から設置されることとなった。

委員長と筆者から当会の広報の現状についてそれぞれ概略説明をした後、委員による意見交換となった。

吉田雄人氏(横須賀市長)からは戦略的・長期的な広報の重要性、柿本章子氏(神奈川県消費者

痛いや見も含めて忌憚のない意見を聞かせてほしいとの小野会長の開会挨拶、出席者(神奈川県社会福祉協議会の篠原正治委員は欠席)の自己紹介に続いて、議長には池田龍彦氏(横浜国大名誉教授)が、副議長には佐藤奇平氏(神奈川新聞社)が、委員の互選により選任された。

岩田副会長から主に当会の組織について、狩倉広報推進委員会副

団体連絡会)からは多様なメディアからの発信の必要性が強調された。また、金井克之氏(日本労働組合総連合会神奈川県連合会)や佐藤氏からは弁護士は市民にとって接点が少なく敷居が高く感じられるため親しみやすさを出すよう努めるべきとの意見、塚原良一氏(横浜商工会議所)からは広報のターゲットをしぼるよう的確なアドバ

イスがあった。さらに、早川寛氏(神奈川県労働者医療生活協同組合)からは日常的に市民と付き合う場をどれだけ作れるかが肝要との意見があった。

池田議長の的確な議事進行のもと、個々の委員が選出母体での経験を踏まえた多彩な意見が活発に交換され、非常に示唆に富むものであった。詳細については、当会ホームページに掲載予定の議事概要を参照されたい。

市民会議で出た意見を聞きつつ放しに終わるのではなく次回会議で成果を報告できるようにしたいとの木村良二広報推進委員会委員長の挨拶で、1時間半にわたる会議は閉会となった。第2回会議は、10月27日午前10時に予定されている。

午後には横浜地裁の法廷で模擬裁判の法廷で模擬裁判を実施した。窃盗未遂罪の成否が争点となる事件について、学生自身が裁判官・弁護士・

ムページに掲載予定の議事概要を参照されたい。市民会議で出た意見を聞きつつ放しに終わるのではなく次回会議で成果を報告できるようにしたいとの木村良二広報推進委員会委員長の挨拶で、1時間半にわたる会議は閉会となった。第2回会議は、10月27日午前10時に予定されている。

その後、班ごとに争点についての評議を行った。どの班も真剣そのもので、印象などに捉われず、証拠から事実を認定し、窃盗未遂罪が成立するかどうか白熱した議論がなされた。評議終了後、それぞれの班から結論と理由が発表されたが、学生達は同じ証拠を見ながら、結論が異なったことに驚いていたようである。

日本司法支援センター対策委員会からのお知らせ

最後は、多数意見に基づき、現役の裁判官から被告人役の弁護士に判決が言い渡された。

山ゆり

憲法問題シンポジウム 「精神科医が語る平和憲法」

横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

山ゆり

かなパブ最前線*

北海道で 頑張ってます

私は、平成22年12月に弁護士登録後、かながわパブリック法律事務所(かなパブ)にて約1年半の養成期間を経て、平成24年6月に法テラスのスタッフ弁護士に採用され、北海道二海郡八雲町に新たに開設された法テラス八雲法律事務所に赴任した。

私が赴任している二海郡八雲町は、いわゆる独立簡裁所在地であり、地裁の出張所はない(家裁の出張所はある)。ここに設置された当事務所は道南・渡島半島のほぼ北半分をカバーしてお

り、いわゆる司法過疎地域であるものの事件の内容は民事・刑事ともなかなか多彩で、裁判員裁判も経験することができた。まだまだ潜在的な需要があるとの感触もあり、これからさらに開拓を進めていこうと考えている。

地方に赴任して興味深いのは、やはり、その土地ならではの事件である。八雲町は漁業と酪農を主要産業としているが、これらにまつわる事件などが起こると、やる気も出る反面、どう対応すればよいのか途方に迷うこともある。しかし、そのようなときは、横浜での経験を思い出し、あの先生であればきっとこ

も経験することができた。まだまだ潜在的な需要があるとの感触もあり、これからさらに開拓を進めていこうと考えている。

地方に赴任して興味深いのは、やはり、その土地ならではの事件である。八雲町は漁業と酪農を主要産業としているが、これらにまつわる事件などが起こると、やる気も出る反面、どう対応すればよいのか途方に迷うこともある。しかし、そのようなときは、横浜での経験を思い出し、あの先生であればきっとこ

う考えるに違いない、あの事件で出てきたこのような事実が手掛かりになるのではないかと、などと考えてなんとか手探りで事件に取り組んでいる。

今年の6月で赴任から2年が経った。私は小学生のころに鎌倉市腰越に住んでいたことがあり、横浜修習を経てかなパブに入所したことから、神奈川県第二の故郷とも感じている。郷愁に駆られることがないわけでもないが、残りの任期を全力で全うしたいと思う。

(法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 了導)

「いま、憲法を考える」②

7月1日の閣議決定を受けて

相模原で街頭活動をしました

7月1日、政府は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には、自衛の措置としての武力の行使が認められるとして、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行った。

本閣議決定は、これまでの政府の憲法解釈を大きく変更し、憲法9条の下で許されないとされてきた集団的自衛権や自衛隊の海外での武力行使に

道をはたらくものであって、憲法9条に違反するのみならず、立憲主義にも違反するものであることはいままでもない。

信じがたいのは、安倍首相が、「日本が再び戦争をする国になるというようなことは断じてありえない」と繰り返し発言していることである。

安倍首相は、7月14日、15日の国会での集中審議において、ホルムズ海峡が機雷で封鎖され、石油の供給が滞るような場合であっても、自衛隊が機雷を除去できるようにすべきであるとの考えを示しているが、機雷の除去は国際法上「武力の行使」

にほかならず、機雷を敷設した国から反撃され、それに対して自衛隊も応戦し、互いに武力の応酬へと発展する可能性がある。これはまさに「戦争」そのものである。

安倍首相は、武力行使の新3要件について、明確な歯止めとなっていないと強調するが、ホルムズ海峡での機雷除去の例が示すとおり、経済的な影響であつても、新3要件を満たす可能性がある上に、武力行使の地理的範囲の限定もない。また、安倍首相は、日米同盟が重大な影響を受ける場合も、この新3要件を満たす可能性が高いと認めている。さらに、閣議決定では触れられていなかった国連の集団安全保障への参加も、新3要件を満たさずすれば許される」と説明している。

このままでは、どのような事態がこの新3要件に該当するかは、あくまで政府の判断次第ということにもなりかねない。

また、本閣議決定は、自衛隊の活動をいわゆるグレーゾーンへ拡大しており、また国連安保理決議に基づく多国籍軍等への補給などの「後方支援」について、これまで自衛隊の活動場所を「非戦闘地域」に限っていたが、これを「現に戦闘行為を行っている現場ではない場所」へと拡大した。さらに、PKO等の国際平和協力活動や邦人救出等に際して武器を使用できる範囲も拡大するとしている。

昨年12月の秘密保護法の制定、今年4月の武器輸出3原則の緩和に続き、我が国の恒久平和主義の理念がいま大きく変

えられようとしている。来年の通常国会で、本閣議決定に基づく自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法等の個別法の改

正が予定されている。もとより、憲法に違反するすべての国の行為は無効である。主権者は私たちである。(会員 櫻井 みぎわ)

日弁連副会長・水地啓子会員による会務報告会 双方向的な報告会が実現

7月14日、当会会館にて、日弁連副会長・水地啓子会員による会務報告会が開催され、約40名の会員が出席した。

冒頭、水地会員は、会務報告会を、一方的な報告の場ではなく、会員の意見を聞く場としても活用したいとの思いを述べた。

この日は主に、水地会員が担当する法曹養成制度改革実現本部などの法曹養成関連の委員会の取り組みについて報告がなされた。ここ数回の法曹養成制度改革顧問会議では、司法試験における予備試験合格者の合格率と法科大学院修了者の合格率の差をどのように是正するかという問題が議論

され、日弁連としては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることがないよう検討を続けているということであった。

この他にも、水地会員が担当する憲法問題対策本部、全面的付添人実現本部の取り組みが紹介された。

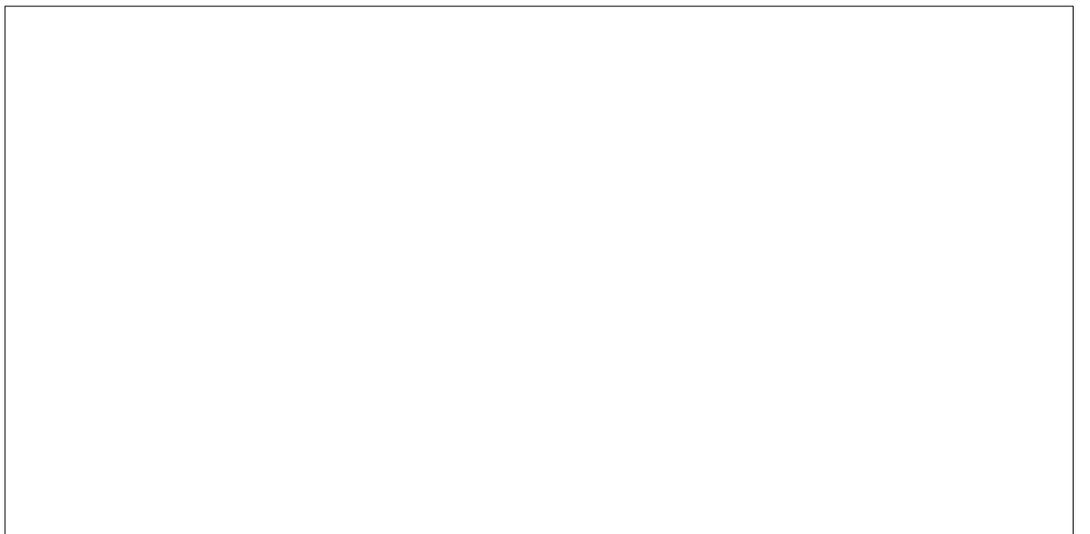
出席した会員からは、これらの報告に関連して、「社会人経験者に対する法科大学院の学費優遇に向けて取り組んでほしい」、「憲法問題に関する集会を日弁連と他の団体とが共同で行うことはできないか」といった要望が出された。

今回の報告会では、様々な分野における日弁連の最新の動向についての情報が提供されるとともに、会員にとって、直接、日弁連の活動についての質問をしたり、日弁連に対する要望を発信したりする貴重な機会となり、水地会員の目指す双方向的な報告会が実現されたと思う。第2回以降の報告会にも期待したい。

(会員 滝島 広子)

会員研修

DNA鑑定の基礎知識



神山氏の講演を熱心に聞き入る会員

7月1日、DNA鑑定受託会社において長年鑑定検査に従事している神山清文氏を講師に招いて、DNA鑑定の基礎知識等についての研修会を開催した。

講演では、DNAはT・A・G・Cで表される4種類の塩基30億の配列により構成されていること、DNAの検査方法の一つであるSTR法等について説明がなされた。

STR法は、AATGの配列繰り返しパターンが何個あるか、人によって個数が異なるためそれらを比較する検査方法である。DNAを寒天に沈ませると、パターン数によって長さが異なるため、沈降速度も異なり、縦型バーコードのような縞模様(バンド)というらしい)が形成される。これを比較してDNAの同一性を判別するのである。

刑事ドラマなどでスーパーインポーズされて「一致」とされるシーンがあるが、今回の講演を聞きその仕組みを理解することができた。

これに対し、親子鑑定の場合は、親子であったとしても当然に100%一致するわけではない。父子関係では、母由来のDNAを除く、父子のDNAが矛盾しないかを調べることになる。そのため、母の協力が非常に重要であるとのことであった。

また、検査によりDNAが矛盾しない場合でも、偶然の一致でないことを検証するために、他の判定方法も行われるとのことで大変興味深かった。その他、ミトコンドリアの話などもあり、高校の生物の授業を思い出したりした貴重な研修であった。

(会員 山本 英勝)

先日、自宅の本棚を整理して一枚のDVDを発掘した。2007年に公開された「それでもボクはやってない」という映画で、痴漢えん罪を題材にしており、ご存じの方も多と思う。公開当時話題になり誰かからDVDをもらったのだが、実は見たことがなかったのだ。「裁判担当だし、見ておくべし」という気持ちでDVDを再生した。

捜査や裁判の進行をぼやっと知っているからだろうか、妙にリアルな感じがして落ち着かなくなってしまう。結論はなんとなくわかったが、

見ていなかったDVD

皆さんから記者クラブ

た不必要な要素をつぶす作業の過程を見ていて、その大変

罪事件をクローズアップさせた一つの要素であったことが

よくわかる。私は記事を書くことは、読者に事実を知ってもらうこと、考えてもらう機会を作ることだと考えている。この映画が話題になったことで、事件を身近に感じたり、痴漢えん罪について考えたりした人も多いただろう。満員電車で両手を挙げている男性も増えたかもしれない。伝え方は様々あるのだ。この映画のように、見た人読んだ人が考えるきっかけになる、行動するきっかけとなるような記事を書いていきたい。

(共同通信社 藤澤 裕子)

理事者室

だより

皆様のおかげです

副会長 古田 玄

4か月間、兎にも角にも会議と懇親会が多かったというのが、最大の印象であろうか。根っからの昭和の人間であるので、出されたものを残すことに心理的抵抗があり、全てを平らげ、注がれた酒を全て飲み干していたら、腹回りの脂肪のベルトが1本から2本へと倍増し、頭脳はともかく体型だけは会長に近づくことができた。

この原稿を書いている時点で、副会長になって4か月が経過。任期の3分の1が過ぎ去った。短かったような気もするが、やってきたことを一つ振り返ると、長かったような気もする。5月の通常総会など、随分

と昔のような気もする。就任前は、こんな自分でも理事者が務まるのだろうかと不安になったこともあったが、ここまで小過はともかく大過は無くやって来られた(と思う)。残り3分の2も、何とか恙なく乗り切れた

理事者になって改めて思ったのは、三室、各委員を展覧するような議論運営を心がけているようであり、今後とも活発な議論がなされることを期待している。

常議員会での発言

会員 小林 秀俊 (45期)

先日の常議員会では、刑事司法制度の改革に関して常議員会の意向を確認することについて、手続の問題も含めて議論になり、若手会員を含む多くの会員から発言がなされた。

他の議題に関しても、段々と多くの会員が発言するようになってきているのは喜ばしいことだと思

私は、この議案の最初に、緊張で声を震わせながら賛成意見を述べて口火を切った。重鎮の先生から異論が出たが、別のベテランの先生から賛成の意見も出され、スナナリと登録換えが認められた。そのとき賛成意見を出していた先生が神様のように見えた。

常議員会

の発言

三浦議長も、活発な議論

である。

映画「BOX 袴田事件 命とは」から考える 死刑とえん罪 取調べの可視化

され、えん罪が晴らされる期待が高まっている。実に48年ぶりの釈放である。

が理解できた。非常に内容が充実しており、刑事司法の在り方を考えさせられる企画であった。

(会員 海渡 双葉)

7月26日、当会主催により、袴田事件を題材とした映画「BOX 袴田事件 命とは」の上映会が開催された。77名が参加し、盛況となった。

袴田事件とは、1966年、静岡県清水市において、味噌工場の専務一家4人が刺殺され、家が放火されたという強盗殺人放火事件である。

捜査段階での取調べの末、元プロボクサーで、住み込み従業員であった袴田巖さんについて自白調書が作られ、死刑判決が下された。

今年3月、袴田さんの再審開始決定および死刑・拘留の執行停止が決定

された。

映画は、第一審で主任判事として事件を担当した熊本典道・元裁判官の目を通して描かれていた。

45通もある袴田さんの供述調書の不自然性や、事件から1年2か月ほど経って検察から新証拠として提出された血の付着した「5点の衣類」の不可解さなどから、熊本元裁判官は、袴田さん無罪と考えたが、合議体の

問題が山積していること

が、今では「弁護士の岩佐ですが…」がもはや口癖となっており、電話口では「丁前な自分もいる。とはいえ、電話の相手

が口調の荒い人だと怯えてしまうが、先日、ボスから、「堂々と電話対応ができています。成長したなあと感心」と褒めてい

る。ボスは優しいので決して怒ることなく、むしろ「無理しなくていいよ」と気遣ってくれるので、余計に心が痛む。ボスに迷惑をかけるだけならばともかく、依頼者の利益を損ねることになってしまえば、弁護過誤である。

幸い、依頼者に迷惑をかける事態には陥っていないので、依頼者の利益を最大限実現することが弁護士の仕事であること

を常に自分に言い聞かせて、より良い仕事をするよう日々邁進したい。

以上が経っており、未だに自分が弁護士をしている実感が無い。

受検時代に訪問した事務所の弁護士が「弁護士の〇〇ですが…」と電話で話しているの聞き、私も早く「弁護士の岩佐ですが…」と言いたい！などと憧れを抱いていた

2年目を迎えて

65期 岩佐 理絵

格のため、起案の提出がぎりぎりになったり、期限近く慌てたりするところがあり、ボスに多大な迷惑をかけてしまっ

新人弁護士奮闘記

平成25年1月から横浜パーク法律事務所まで働き始めて、現在2年目である。優しいボスの下で、のびのびと楽しく仕事をさせていただいている。毎日あたふたしているうちに気が付いたら1年半

横浜法曹ゴルフ会

井上雅彦会員が 年間王者に！

横浜法曹ゴルフ会恒例の夏合宿が北海道で行われ、今年は13名の会員が参加して熱戦が繰り広げられた。今年の夏合宿の舞台は、初日がハードなセッティングで有名な「小樽カントリー倶楽部」、2日目も前週に男子ゴルフツアーのセガサミーカップが開催された「ザ・ノースカントリーゴルフクラブ」。直前に接近した台風の影響で開催が心配されたが、絶好のゴルフ日和に恵まれた。夏合宿のメインイベントは、1年間にわたって行われる月例会の優勝者のみが参加して年間王者を決定する「取り切り戦」で、年間王者には前年度の会長杯が授与される。初日トップに立ったのは、83にまとめた井上雅彦会員。1年間の平均ネットスコアが80と抜群の安定感を見せてきた井上

会員だが、2位の常磐重雄会員と石井誠会員とはわずか3打差。井上会員のハンデが4ということもあり混戦が予想されたが、2日とも76と安定したゴルフを展開し、終わってみれば2位に10打差をつけての圧勝で、堂々の年間王者に輝いた。また、同時に行われた7月例会は、初日2位という好位置をキープした北田会員が2日目は2アンダーで回り、優勝した。

研修所クラスメイトとの酒席での冗談が現実化し、個人的には30数年ぶりに貸スタジオでバンド練習をすることに変わった。反省会という名の飲み会のための余興であるから、最大の使命は楽器を無事に帰宅させることである。

編集後記

- 久保 義人
- 飯島 麻樹
- 田鍋 智之
- 須山 園子
- 大関 亮子
- 久保 辰

今にゆとり

掛金は全額所得控除で税金がおトク。

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- ライフプランに合わせて、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。

老後にゆとり

基本は終身年金。だから一生もお受け取り。

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本です。長い老後の生活に備えることができます。
- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

自営業・フリーランスの味方です。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

日本弁護士国民年金基金

平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。*日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・相談・お問い合わせはお気軽にご連絡ください。

03-3581-3739 <http://www.bknk.or.jp>

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14階